導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 人口構造

本市の人口は、明治25年の市制施行当時31,967人でしたが、令和７年１月末現在では328,826人に増加しています。

群馬県内では第2位の人口を抱え、全県人口の約17パーセントを占めています。人口の分布状態は、本庁管内に総人口の約17パーセント、支所・市民サービスセンター管内に約83パーセントです。そのうち、平成16年から平成21年にかけて本市に合併した4地区（大胡・粕川・宮城・富士見）は約17パーセントを占めています。

② 産業構造

本市は、関東地方群馬県の中南部に位置し、全国有数の農業生産額を誇る都市である一方、かつての製糸業の隆盛を背景に、製造・加工技術が発展し、現在でも輸送用機械器具製造業、食品製造業、金属製品製造業などの業種が多く、伝統的に「ものづくり」の精神が根付いており、製造・加工技術が発展している。戦後は積極的な工場誘致と土地区画整理事業が都市の産業発展を支えてきました。また、比較的自然災害の影響を受けにくく、交通網が発展しており、首都圏への距離も近いといった地理的優位性を有しています。

③ 中小企業者の実態等

■ 経営状況

　令和６年度の産業実態等アンケート調査の結果、新型コロナウィルス感染症拡大前（令和元年度）と比較した売上高は「全体」では「増加」した事業者が51.7％、「横ばい（増減幅4％未満）」となった事業者が15.7％となりました。約7割の事業者が増加または横ばいとコロナ前の水準またはそれ以上に回復しています。

　従業員規模別で見ると、「増加」、「横ばい（増減幅4％未満」の合計が全体を下回ったのは、「5人未満」、「5〜19人」、「100〜299人」となっており、小規模の方がコロナ前の水準に回復している事業者が少ない状況となりました。

■ 経営課題

経営課題として挙げられていることは、順に「基幹産業等の強化促進」「人材の確保と人材の活用・育成」「新たな技術に対する情報の提供と導入」となっており、生産年齢人口の減少やＡＩ，ＩＯＴやＩＣＴなどの新たな技術が世界的に普及しており、小規模事業者や中小企業においても人手不足に対応するための新たな技術や技術を活用する人材の育成等が課題として見て取れます。

こうした状況を踏まえ、市内産業の振興を図っていくためには、市外からの企業誘致及び既存企業の市内での事業拡大により産業の集積を目指すとともに、市内産業の多くを占めている中小企業・小規模事業者の人材確保や限られたヒューマンリソースで企業利益を維持・向上するためには、自動化・省力化を柱とした設備投資を推進し、中小企業の生産性の向上を図るため本計画を策定します。

（２）目標

本市としては、中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、前橋市の生産性向上を図っていく。これを実現するための目標として、年間１５件を目標件数とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に定めるものをいう。）が、年平均３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

本市は、製造業・商業・サービス業等の産業がバランス良く存在し、更にその内訳も多種多様な事業形態であるため、先端設備を限定することは適さないものと考えられることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等の全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

本市は、平成１６年に大胡町、宮城村、粕川村を編入合併、更に平成２１年に富士見村を編入合併したことにより、合併前の２.１倍の面積を保有すると同時に、工業団地や産業集積地が疎らに存在するようになったため、本計画の対象区域は本市全域とする。

（２）対象業種・事業

本市の産業は、多岐にわたる構成となっているため、本計画の対象業種・事業は、全業種とする。

４　計画期間

1. 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国の同意した日から２年間（令和７年４月１日～令和９年３月３１）とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

* 人員削減を目的とした取組みについては、対象としない。
* 事業者が市税を滞納している場合は、対象としない。
* 事業者又は法人の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する場合は、対象としない。
* 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む場合は対象としない。ただし、旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項に規定する許可を受け旅館業を営むもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く。）を除く。

（備考）

　　用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。